

【表紙】

【提出書類】 意見表明報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年12月3日

【報告者の名称】 株式会社ニッセンホールディングス

【報告者の所在地】 京都市南区西九条院町26番地

【最寄りの連絡場所】 京都市南区西九条院町26番地

【電話番号】 (075)682-2001(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員CFO兼財務本部長 筑紫 敏矢

【縦覧に供する場所】 株式会社ニッセンホールディングス
(京都市南区西九条院町26番地)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「当社」とは株式会社ニッセンホールディングスをいいます。

(注2) 本書中の「公開買付者」とは株式会社セブン&アイ・ネットメディアをいいます。

(注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、別段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注5) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注6) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注8) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注9) 本書中の記載には、「将来に関する記述」が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。当社又はその関連会社は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本書中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で当社が有する情報をもとに作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、当社又はその関連会社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。

1 【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名称 株式会社セブン&アイ・ネットメディア
所在地 東京都千代田区二番町 8 番地 8

2 【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

普通株式

3 【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成25年12月2日開催の取締役会において、下記(2)「本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、株式会社セブン&アイ・ホールディングス(東京都千代田区二番町8番地8、代表取締役社長 村田紀敏、以下「セブン&アイ・ホールディングス」といいます。)及びその完全子会社である株式会社セブン&アイ・ネットメディアの間で、当社グループ(当社及びその子会社(25社)・関連会社(1社)を「当社グループ」といいます。)とセブン&アイ・ホールディングスグループ(セブン&アイ・ホールディングス及びその子会社(95社)・関連会社(21社)を「セブン&アイ・ホールディングスグループ」といいます。)が互いに協力して継続的に発展していくこと、並びに株式会社セブン&アイ・ネットメディア(以下「公開買付者」といいます。)による当社の株券(当社普通株式。以下「当社株式」といいます。)に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)及び第三者割当ての方法により当社が発行する当社株式の引受けを通じて、公開買付者が当社の総議決権の過半数を取得して、当社が公開買付者の子会社及びセブン&アイ・ホールディングスの連結子会社となることを目的とする資本業務提携に関する契約(以下「本資本業務提携契約」といい、当該契約に基づく資本業務提携を以下「本資本業務提携」といいます。本資本業務提携契約の概要につきましては、後記「(6)公開買付者と当社の株主、取締役等との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」の「本資本業務提携契約の概要」をご参照ください。)を締結するとともに、本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、本公開買付けへの応募については、株主の皆様のご判断に委ねる旨の決議をいたしました。

なお、本公開買付けは、当社株式の上場廃止を企図するものではなく、本公開買付け後も、当社株式の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)市場第一部における上場は維持される方針です。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

公開買付者によれば、公開買付者は、平成25年12月2日開催の取締役会において、本資本業務提携契約を締結し、東京証券取引所市場第一部に上場している当社株式を対象に本公開買付けを実施することを決議したとのことです。

本公開買付けに際し、公開買付者は、当社の筆頭株主であるユーシーシーホールディングス株式会社（兵庫県神戸市中央区港島中町七丁目7番7（登記簿上の表記は、兵庫県神戸市中央区多聞通五丁目1番6号））、グループCEO代表取締役 上島豪太、以下「UCC」といいます。）（保有株式数：12,683,500株、当社が平成25年11月1日に提出した第44期第3四半期報告書（以下「第44期第3四半期報告書」といいます。）に記載された平成25年9月20日現在の当社の発行済株式総数（63,473,832株）から、当社が平成25年10月25日に公表した「平成25年12月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「第44期第3四半期決算短信」といいます。）に記載された平成25年9月20日現在の当社の保有する自己株式数（2,797,707株）を控除した株式数（60,676,125株）に占める割合（以下「所有割合」といいます。）：20.90%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、所有割合の計算において同様です。）、第二位株主である合同会社THN（保有株式数：3,516,000株、所有割合：5.79%、以下「THN」といいます。）及び第三位株主であるティーエイチエヌケイマンインク（保有株式数：2,244,900株、所有割合：3.70%、以下「THNケイマン」といいます。）との間で、平成25年12月2日付けでそれぞれ公開買付応募契約（以下、公開買付者とUCCとの間で締結した公開買付応募契約を「本UCC応募契約」、公開買付者とTHNとの間で締結した公開買付応募契約を「本THN応募契約」、公開買付者とTHNケイマンとの間で締結した公開買付応募契約を「本THNケイマン応募契約」といい、これら3つの契約を総称して「本応募契約」といいます。）を締結し、それぞれが保有する当社株式の全て（合計保有株式数：18,444,400株、所有割合：30.40%）について本公開買付けに応募する旨の合意を得ているとのことです（本応募契約の概要については、後記「(6) 公開買付者と当社の株主、取締役との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」の「本UCC応募契約の概要」、「本THN応募契約の概要」及び「本THNケイマン応募契約の概要」をご参照ください。）。なお、UCCは、当社に対し、平成24年3月30日に払込みがなされた第三者割当てによる自己株式処分及び新株式発行により当社の株式を取得した日から2年間、当社の事前の承諾なく、当該株式を売却しないこと等に合意しておりましたが、当社とUCCの協議の結果、当該合意を含む契約を合意解約する旨の合意書を平成25年12月2日付けで締結しました。

本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を、UCC、THN及びTHNケイマンが保有し、その全てが本応募契約に従って本公開買付けに応募されることが見込まれる当社株式の数の合計と同数である18,444,400株（所有割合：30.40%）としており、応募株券等の総数が買付予定数の下限（18,444,400株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。また、公開買付者は、本公開買付け成立後も引き続き当社株式の上場を維持する方針であることから、買付予定数の上限を30,786,100株（所有割合：50.74%）としており、応募株券等の総数が買付予定数の上限（30,786,100株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行うとのことです。なお、本公開買付けに係る買付予定数の上限（30,786,100株）は、公開買付者の当社に対する本第三者割当増資（以下に定義されます。）前における完全希薄化ベースの議決権割合（本公開買付けにより公開買付者が保有することになる当社株式数を分子とし、当社の第44期第3四半期報告書に記載された平成25年9月20日現在の当社の発行済株式総数（63,473,832株）から当社の第44期第3四半期決算短信に記載された平成25年9月20日現在の当社の保有する自己株式数（2,797,707株）を控除した株式数（60,676,125株）に当社が平成25年3月18日に提出した第43期有価証券報告書（以下「第43期有価証券報告書」といいます。）に記載された平成24年7月20日開催の取締役会決議に基づき発行された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の目的となる当社株式数（773,000株（平成25年2月28日現在））を加算した数（61,449,125株）を分母として算出される割合をいいます。以下、これを「増資前完全希薄化ベースの議決権割合」といいます。）が50.10%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、増資前完全希薄化ベースの議決権割合の計算において同様です。）となる数（但し、100株未満を切り上げた数）に設定しているとのことです。なお、当社の第43期有価証券報告書に記載された平成23年6月3日開催の取締役会決議に基づき発行された新株予約権は、平成25年6月20日時点をもって権利確定条件が達成されなかったことにより失効しております。

また、当社は、平成25年12月2日開催の取締役会において、公開買付者を引受先とし、公開買付期間の終了後の平成26年1月29日から平成26年3月31日までを払込期間とする第三者割当ての方法による募集株式の発行（普通株式24,732,700株、払込価格は本公開買付価格と同額である1株当たり410円、総額約10,140百万円、以下「本第三者割当増資」といいます。また、本公開買付け及び本第三者割当増資を総称して「本取引」といいます。）について決議しています。本第三者割当増資に関して、当社は、公開買付者との間で、本公開買付けが成立した場合に、本公開買付けの結果を確認した上で、公開買付者が本公開買付けにより取得する当社株式と合計して、本第三者割当増資に係る払込み後の公開買付者の当社に対する完全希薄化ベースの議決権割合（本公開買付け及び本第三者割当増資により公開買付者が保有することになる当社株式数を分子とし、当社の第44期第3四半期報告書に記載された平成25年9月20日現在の当社の発行済株式総数（63,473,832株）から当社の第44期第3四半期決算短信に記載された平成25年9月20日現在の当社の保有する自己株式数（2,797,707株）を控除した株式数（60,676,125株）に当社の第43期有価証券報告書に記載された本新株予約権の目的となる当社株式数（773,000株（平成25年2月28日現在））を加算し（61,449,125株）、さらに本第三者割当増資により公開買付者が取得する当社株式数を加算した数を分母として算出される割合をいいます。以下、これを「増資後完全希薄化ベースの議決権割合」といいます。）が50.10%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、増資後完全希薄化ベースの議決権割合の計算において同様です。）となるために必要な数の株式（但し、100株未満を切り上げた数）について払込みを行うことを合意しております。そのため、当該合意に従い、公開買付者は、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当増資における募集株式の発行数として当社が決議した株式数（普通株式24,732,700株）のうちの全部又は一部について、払込みを行わない可能性があります。なお、当社の第43期有価証券報告書に記載された平成23年6月3日開催の取締役会決議に基づき発行された新株予約権は、平成25年6月20日時点をもって権利確定条件が達成されなかったことにより失効しております。

本第三者割当増資は、当社におけるオンラインショッピングサイトにおける使い勝手やポイント機能の改修などネット対応強化のためのIT投資資金として約2,000百万円、本資本業務提携に関連したセブン&アイ・ホールディングスグループ各社の店頭や各種媒体等からの新規顧客開発費（カタログやネット・チラシ等のセブン&アイ・ホールディングスグループ顧客向けの顧客開発やプロモーション費用等）として約1,500百万円、通販商品のコンビニエンスストア受取やセブン&アイ・ホールディングスグループ各社との業務受委託などを実現することにより提携効果を最大化させるためのIT投資や物流投資資金として約1,500百万円、財務基盤強化のための金融機関からの借入金の返済資金として約5,077百万円（以上、合計約10,077百万円）を、それぞれ充当するための資金調達を目的としたものです。

なお、上述のとおり、本第三者割当増資に関して、公開買付者は、当社との間で、本公開買付けが成立した場合に、本公開買付けの結果を確認した上で、公開買付者が本公開買付けにより取得する当社株式と合計して、本第三者割当増資に係る払込み後の公開買付者の当社に対する増資後完全希薄化ベースの議決権割合を50.10%とするために必要な数の株式（但し、100株未満を切り上げた数）について払込みを行うことを合意しているため、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当増資における募集株式の発行数として当社が決議した株式数（普通株式24,732,700株）のうちの全部又は一部について、払込みを行わない可能性があります。その場合は、当社はセブン&アイ・ホールディングスグループから借入などの資金面での支援を受けることで、上記項目を実施してまいります。この場合における支出予定時期に関しては、現時点では未定であるものの、資金調達の時期及び金額等を踏まえ、セブン&アイ・ホールディングスグループと協議し、それぞれの効果等を確認しながら、優先順位の高いものから実施する予定です。本第三者割当の詳細については、当社が平成25年12月2日付けで公表いたしました「第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」をご参照ください。

本公開買付けの実施が決定されるに至った背景及び理由、本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

(ア) 本公開買付けの背景及び理由

公開買付者は、本日現在において、セブン&アイ・ホールディングスがその議決権の100%を所有する完全子会社です。セブン&アイ・ホールディングスの普通株式は、東京証券取引所市場第一部に上場されております。

セブン&アイ・ホールディングスは、公開買付者を含む複数の企業複からなる企業グループを形成し、5万店以上の国内外店舗ネットワークと、コンビニエンスストア、総合スーパー、百貨店、食品スーパー、フードサービス、金融サービス、IT/サービスなど、あらゆるお客様のニーズに応える多様な業態を擁し、顧客サービスの向上、店舗網の拡充、商品開発力・調達力、ブランド力の強化等に日々積極的に取り組んでおります。公開買付者は、セブン&アイ・ホールディングスを中核とするグループのIT/サービス事業分野の全体統括を担う中間持株会社として、平成20年7月に設立され、それ以来、機動的な事業再編や組織再編等を通じて、当該事業分野の事業機会創出及び収益最大化に取り組んでまいりました。IT技術の発達とともにお客様の購買行動は大きく変化しており、商品の認知、検討、購買に至る一連のプロセスにおいてお客様は自らの意思であらゆるチャネルを自由に動きながら主体的に購買活動を行うようになりつつあります。こうした中では、全てのチャネルをシームレスに連携させながらお客様にアプローチしていく、オムニチャネルの考え方が重要となります。「変化への対応と基本の徹底」をスローガンとするセブン&アイ・ホールディングスグループは、こうした本格的なオムニチャネル時代の到来に向け、数多くのリアル店舗とネットを含む多様な業態を擁する強みを活かしつつ、日々進化を続けるIT技術を活用しながら、お客さまのニーズに応える形で、小売業におけるリアルとネットの融合を図るべく、オムニチャネル戦略に取り組んでおります。

他方、当社グループは、昭和45年の設立以来、お客様に喜んでいただける商品やサービスを、電話カタログやインターネット等を通じて、ダイレクトにお届けすることを事業の根幹として活動を行っております。また、当社は、昭和63年に株式会社大阪証券取引所（当時）（以下「大阪証券取引所」といいます。）市場第二部にその発行株式を上場し、平成14年12月には大阪証券取引所市場第一部に上場、平成15年7月には東京証券取引所市場第一部に上場しています。さらに、昨年にはギフト専門家として全国約3,000店舗のネットワークを持つシャディ株式会社（東京都港区新橋6丁目1番11号、代表取締役社長 井原章善）及びその子会社を完全子会社化することによりグループに迎え入れ、全国約3,000店舗ネットワーク、今後大きな市場となるシニア顧客、コスト競争力のあるギフト・生活関連商品などをあらたに経営資源に加えることができました。

当社グループでは、新たなるニッセングループ中期経営計画「Nissen Vision 50」（当社の平成25年3月14日付プレスリリース「『新中期経営計画Nissen Vision 50』に関するお知らせ」をご参照ください。）に基づき、成長戦略の5つの柱である顧客支持ナンバーワン戦略・次世代One-to-One戦略・バリューリーダーMD戦略・オープンユーザビリティ戦略・M&A+アライアンス戦略に基づき、将来的に大きく飛躍できる企業グループを目指し鋭意取り組みを進めてまいりました。しかしながら、当社グループの通販事業においては、インターネットや携帯電話、最近ではスマートフォンの急速な普及により、マーケット規模は成長する一方で、業種、業態の垣根を越えた競争が激化しております。通販への顧客のニーズは本や衣料から食品や高額商品まで多種多様に広がっており、また顧客もヤング層からシニア層まで多くの方が通販を活用するようになる中、一層の商品品質やサービスの強化が求められています。こうした経営環境の下、国内マーケットにおける盤石な体制と競争優位を築くことが急務となっています。また当社グループのギフト事業においては、冠婚葬祭における返礼ギフトマーケットが成熟する中で、商品やサービス面での量と質を向上させ、顧客に魅力のある提案力とコスト競争力を強化する必要に迫られています。

このような環境の下、売上の下降トレンドに歯止めをかけ、顧客基盤の再構築と新たなビジネスモデルへのチャレンジのため、財務基盤を早急に改善し、将来の成長に向けた施策の積極的な推進が不可欠と判断しております。

（イ）公開買付者の意思決定の過程

当社グループと公開買付者を含むセブン&アイ・ホールディングスグループは、これまで長年に亘り様々な形で対話を繰り返してまいりました。その過程で、両グループの企業文化の根幹に「お客様や商品を大切に、弛まぬ品質向上と、より高い価値を提供し続けることを目指す」という考え方が共通して存在することが確認できました。こうした流れを踏まえ、本年入り後、両グループにて、協業の可能性につき具体的な協議を開始するに至り、その議論を通じて、「共通する価値観を有する両グループが手を合わせ、補完性の高い双方の経営資源を有効活用することにより、新しい価値をお客様に提案することができる」との結論に達した次第であります。

さらに、両グループの協業を本格的なものとするためには、「お互いを信頼し、共通の利益実現を目指して一心同体のパートナーとして業務を推進していけるよう、資本面でも関係を結ぶことが必要である」という観点でも一致しました。このため、平成25年9月頃、セブン&アイ・ホールディングスより、当社に対して、当社がセブン&アイ・ホールディングスないし公開買付者との間で資本業務提携を行い、当社が公開買付者の親会社であるセブン&アイ・ホールディングスの連結子会社になることを前提に、セブン&アイ・ホールディングスの完全子会社である公開買付者が本公開買付けを実施する可能性について協議するための提案をしました。その後、公開買付者は、セブン&アイ・ホールディングスとともに、当社との間で、資本業務提携の内容や方法等について慎重に協議・検討を行ってまいりました。この結果、公開買付者及びセブン&アイ・ホールディングス（以下「公開買付者ら」といいます。）は、当社株式に対する本公開買付け及び第三者割当ての方法により当社が発行する当社株式の引受けを通じて、公開買付けが当社の総議決権の過半数を取得することにより、セブン&アイ・ホールディングスグループと当社グループが同一グループとなり、強固な資本関係のもとで協力することが、双方の経営資源のより円滑な相互活用、各々の自力成長を超えたレベルでの企業価値の創造・拡大、セブン&アイ・ホールディングスグループ全体としてのオムニチャネル戦略の推進に資するとの判断に至ったことから、平成25年12月2日、本資本業務提携契約を締結し、当社を公開買付者の子会社及びセブン&アイ・ホールディングスの連結子会社にすることを決定したとのことです。

(ウ) 当社の意思決定の過程

上記「(イ) 公開買付者の意思決定の過程」記載の経過により、当社は、公開買付者らとの間で、本資本業務提携の内容、本第三者割当の実施可能性及びその条件、並びに本公開買付価格その他本公開買付けの諸条件について慎重に協議・検討を行ってまいりました。なお、当社は、このような協議・検討の過程で、後記「(3) 本公開買付けの公正性等を担保するための措置」に記載のとおり、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関であるG C A サヴィアン株式会社（以下「G C A サヴィアン」といいます。）に対し、当社株式の価値算定を依頼し、株式価値算定書を取得し、また、当社のリーガル・アドバイザーとして、北浜法律事務所・外国法共同事業（以下「北浜法律事務所」といいます。）から法的助言を得ました。

上記協議・検討の結果、当社は、本公開買付け及び本第三者割当の実施を通じて、セブン&アイ・ホールディングスグループの中でIT サービス関連事業経営を統括する公開買付者が当社の総議決権の過半数を取得し、コンビニエンスストア、総合スーパー、百貨店、食品スーパー、フードサービス、金融サービス、IT/サービスなど多様な業態を有する公開買付者を含むセブン&アイ・ホールディングスと当社が同一グループとなることで、強固な資本関係のもとで協力することができ、双方の経営資源のより円滑な相互活用、各々の自力成長を超えたレベルでの企業価値の創造・拡大が可能となり、当社は公開買付者を含むセブン&アイ・ホールディングスのグループにおける全てのチャンネルをシームレスに連携させながらお客様にアプローチしていくオムニチャンネル戦略を共同で推進する中で、競合他社との差別化された顧客への商品やサービス提案 具体的には、後記「(エ)本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、顧客開拓における相互協力、マーケティング、販促における相互協力、取扱商品拡充に向けた相互協力、商品開発、SPA(製造小売)に関する相互協力、物流、システム、決済等のインフラ利用に関する相互協力等ができるとの判断に至ったことから、平成25年12月2日開催の取締役会において、湊谷恵雄氏を除く全ての当社取締役が出席し、出席した取締役の全員一致により、本資本業務提携を行い、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議いたしました。

また、本公開買付価格については、後記「(3)本公開買付けの公正性等を担保するための措置」 「当社による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載の当社の株式価値の算定結果に照らして相当なものと考えておりますが、本公開買付けには買付予定数に上限が設定され、本公開買付け後も引き続き当社株式の上場を維持していく方針であるため、株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場を取り、株主の皆様の判断に委ねるべきとの判断に至ったことから、平成25年12月2日開催の取締役会において、湊谷恵雄氏を除く全ての取締役が出席し、出席した取締役の全員の一致により、その旨を決議いたしました。

なお、湊谷恵雄氏は、公開買付者と本UCC応募契約を締結しているUCCの取締役を兼務しており、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同様です。)第369条第2項に定める特別の利害関係を有する取締役に該当する可能性を否定できないため、利益相反の疑いを回避する観点から、上記取締役会における本公開買付けへの賛同決議を含む本取引に関する審議及び決議には参加しておりません。また、当社の監査役のうち、スコット・トレバー・デイヴィス氏は公開買付者の親会社であるセブン&アイ・ホールディングスの取締役を兼務しているため、同様の観点から、上記取締役会における本公開買付けへの賛同決議を含む本取引に関する審議には参加しておりません。

(エ) 本公開買付け後の経営方針

当社は、今後、セブン&アイ・ホールディングスグループと当社グループが、様々な分野で協業し、オペレーションコストを削減しつつ、より高品質の商品・サービスを、あらゆるお客様に、あらゆるチャンネルを通じてシームレスに提供することにより、お客様の利便性と満足度を向上させ、両グループの企業価値をより一層高めることで、両グループのステークホルダーの皆様への負託にも応えることができると考えております。

なお、現時点における主な業務提携等の検討内容は以下の通りです。顧客開拓、マーケティング・販促、商品開発・調達、インフラ共有等、多岐に亘り、幅広く相互協力を行なってまいります。

- () 顧客開拓における相互協力
- () マーケティング、販促における相互協力
- () 取扱商品拡充に向けた相互協力
- () 商品開発、SPA（製造小売）に関する相互協力
- () 物流、システム、決済等のインフラ利用に関する相互協力

セブン&アイ・ホールディングスグループは、本取引を通じた当社の連結子会社化後、当社をセブン&アイ・ホールディングスグループのオムニチャネル戦略推進のための重要な役割を担う子会社の一つと位置付け、本資本業務提携の具体化を進めていくとのことです。

また、当社は、公開買付者らとの間で、平成25年12月2日付けで本資本業務提携契約を締結しておりますが、その中で、本取引の完了（本公開買付けにおいて買付予定数の上限と同数又はそれを超える応募があることで、本第三者割当増資に係る払込みが行われない場合においては、本公開買付けの成立をもって本取引が完了したものとします。以下同じです。）を条件として、公開買付者らが、当社の常勤取締役1名及び非常勤取締役2名を指名する権利並びに取締役の中から代表取締役1名を指名する権利を有し、当社は、公開買付者らが当該権利に従って指名した者を候補者とする取締役選任議案を当社の株主総会において上程するために必要な措置及び公開買付者らが指名した候補者が代表取締役として選定されるために必要な措置をとることを合意しており、また、それに加え、公開買付者らが当社並びにその重要な子会社及び関連会社の取締役及び監査役について協議が必要であると認める場合には、当社は、当社の指名・報酬委員会における決定に先立ち、公開買付者らと協議を行うことを合意しております。なお、本日現在における当社の取締役の人数は9名であり、公開買付者らが指名する権利を有する取締役の人数3名は、その過半数に満たしません。また、本日現在の当社の取締役及び監査役のうち、UCCの取締役を兼務している湊谷恵雄氏は、平成26年3月に開催予定の当社の定時株主総会の終結時をもって、任期満了により退任する予定です。

(3) 本公開買付けの公正性等を担保するための措置

公開買付者による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者によれば、公開買付者は、本公開買付け価格を決定するに際して参考にするため、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関として、フィナンシャル・アドバイザーであるニンバスアソシエイツ株式会社（以下「ニンバスアソシエイツ」といいます。）に対して、当社株式の株式価値算定を依頼したとのことです。なお、ニンバスアソシエイツは、公開買付者及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有していないとのことです。

ニバスアソシエイツは、当社の経営陣へのインタビュー、当社に対するデュー・デリジェンスの結果及び本資本業務提携による相乗効果についての公開買付者ら（へのインタビューを踏まえて、下記（注）の前提条件その他一定の前提条件のもと、複数の株式価値算定手法の中から当社株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、市場株価法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて当社株式の株式価値算定を行い、公開買付者は平成25年11月29日付けで当社株式の株式価値算定の結果に関する株式価値算定書を取得したとのことです。なお、公開買付者はニバスアソシエイツから本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

上記各手法に基づいて算定された当社株式1株当たりの株式価値の範囲は、それぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価法：317円から322円

類似会社比較法：371円から379円

DCF法：340円から494円

市場株価法では、平成25年11月29日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における当社株式の基準日終値322円、直近1ヶ月の取引終値の単純平均値317円、直近3ヶ月の取引終値の単純平均値320円、直近6ヶ月の取引終値（平成25年7月12日までは大阪証券取引所市場第一部における当社株式の終値、平成25年7月16日以降は東京証券取引所市場第一部における当社株式の終値）の単純平均値321円を基に、当社株式の1株当たりの株式価値を317円から322円までと算定しているとのことです。

類似会社比較法では、当社と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や財務状況を示す財務指標との比較を通じて当社株式の株式価値を分析し、1株当たりの株式価値を371円から379円までと算定しているとのことです。

DCF法では、当社が公開買付者に平成25年11月18日及びそれ以降に提供し、その概要が当社プレスリリースにおいて公表された平成26年度以降の事業計画（以下「本事業計画」といいます。）、本事業計画を参考に公開買付者が検討した独自の業績見込み（なお、当該独自の業績見込みにおいて、本取引及び本資本業務提携による相乗効果を勘案しているとのことです。）、当社の第44期第3四半期報告書に記載された平成25年9月20日までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成26年12月期以降の当社の業績見込みに基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や当社株式の株式価値を分析し、当社株式の1株当たりの株式価値を340円から494円までと算定しているとのことです。なお、DCF法に基づく株式価値算定の基礎とされた当社の本業績見込みにおいては、大幅な増減益が見込まれている事業年度があります。これは、平成26年度においては平成25年度から続いている稼働客の減少及び円安によるコスト増加が引き続き見込まれるためさらに減益が予想される一方、平成27年度以降については平成25年度下期より実施している稼働客増加及び収益性回復に向けた諸施策が、平成27年度においては部分的に、平成28年度においては全面的に寄与することで、増益が見込まれているためです。

公開買付者は、ニンバスアソシエイツから取得した当社株式の株式価値算定の結果を参考として、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、公開買付者において実施した当社に対するデュー・デリジェンスの結果、本資本業務提携がもたらすメリット、当社株式の直近6ヶ月の市場株価動向、本公開買付けに対する応募数の見通し、当社の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、当社及び本応募契約を締結しているUCC、THN及びTHNケイマンとの協議・交渉経過等を総合的に勘案し、平成25年12月2日開催の取締役会において、最終的に本公開買付価格を1株当たり410円と決定したとのことです。

なお、本公開買付価格は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成25年11月29日の東京証券取引所市場第一部における当社株式の終値322円に対して、27.33%（小数点以下第三位四捨五入。以下、プレミアムの計算について同じです。）、平成25年11月29日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社株式の終値の単純平均値317円に対して29.34%、平成25年11月29日までの過去3ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社株式の終値の単純平均値320円に対して28.13%、平成25年11月29日までの過去6ヶ月間の当社株式の終値（平成25年7月12日までは大阪証券取引所市場第一部における当社株式の終値、平成25年7月16日以降は東京証券取引所市場第一部における当社株式の終値）の単純平均値321円に対して27.73%のプレミアムをそれぞれ加えた価格であります。なお、本公開買付価格である1株当たり410円は、本書提出日の前営業日である平成25年12月2日の東京証券取引所市場第一部における当社株式の終値317円に対して29.34%のプレミアムを加えた金額となります。

（注）公開買付者によれば、前提条件は以下のとおりとのことです。

ニンバスアソシエイツは、株式価値算定書並びにそれらの基礎となる当社株式価値の算定に際し、公開買付者及び当社から提出を受けた情報、一般に公開された情報及びニンバスアソシエイツが検討の対象としたその他一切の情報が、全て正確かつ完全なものであり、誤解を生じさせるものでないこと等を前提としてこれらに依拠しており、独自にこれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、独自にその検証を行う責任も義務も負っておりません。さらに、ニンバスアソシエイツは、当社株式価値の算定に際し、当社の経営陣その他の担当者並びに公開買付者らの経営陣その他の担当者の説明を信頼し、それを前提としております。

ニンバスアソシエイツは、当社の株式価値の算定及び検討に重大な影響を与える可能性がある事実又は事項でニンバスアソシエイツに対して未開示の事実又は事項がないことを前提としており、当社株式価値の算定時点で開示のない事実又は事項及びそれ以降に発生する事実又は事項によっては、それらの事実又は事項が、当社株式価値の算定結果に影響を与える可能性があります。

ニンバスアソシエイツは、当社の資産及び負債（簿外の資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）につき独立した評価又は査定は行っておらず、第三者機関への評価又は査定の依頼も行っておりません。

ニバスアソシエイツは、当社の事業、業務、財務状況、計画その他業績見込みに関する情報が、当社の経営陣による当社株式価値の算定時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成され、かつ、その予測に従って当社の損益状況が推移すること、また公開買付者との本資本業務提携契約の締結によって当社において生じる相乗効果を考慮した当社の業績見込みに関する情報が、当社並びに公開買付者らの経営陣その他の担当者による当社株式価値の算定時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成され、かつ、その予測に従って当社の損益状況が推移することを前提にし、市場株価法、類似会社比較法及びDCF法に基づき当社の株式価値を算定しております。業績見込み等において前提とした今後予測される事態や環境が業績見込み等の前提どおりにはならず、予測と実際の結果の差異が当社の株式価値に対して影響を与えることがあります。ニバスアソシエイツが実施した当社株式価値の算定は、こうした業績見込み等の確実性の審査を目的としておらず、当該業績見込み等又はそれらの根拠となった前提については、何ら保証するものでもありません。

株式価値算定書は、公開買付者又はその取締役会が本公開買付けを検討する際の参考情報として提供されるものであり、他のいかなる目的のためにも、また他のいかなる者によっても、依拠又は使用することはできません。また、ニバスアソシエイツは、当社又はその取締役会に対し特定の買付価格について推奨しておらず、また特定の買付価格が唯一の適切な買付価格であることも推奨しておりません。

当社による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、その公正性を担保すべく、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関であるGCAサヴィアンに対し、当社株式の価値算定を依頼し、平成25年11月29日付けで株式価値算定の結果に関する株式価値算定書を取得しております。なお、GCAサヴィアンは、当社及び公開買付者の関連当事者には該当せず、当社及び公開買付者との間で重要な利害関係を有しません。また、当社はGCAサヴィアンから本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

GCAサヴィアンは、当社から事業の現状及び平成26年12月期以降の本事業計画等の資料を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて、当社の株式価値を多面的に評価する観点から、市場株価法及びDCF法を用いて、当社株式の株式価値算定を行いました。

上記各手法に基づいて算定された当社株式1株当たりの株式価値の範囲は、それぞれ以下のとおりです。

市場株価法：317円から322円

DCF法：338円から439円

市場株価法では、平成25年11月29日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における当社株式の株価及び取引量を観測して、基準日終値（322円）、東京証券取引所市場第一部における当社株式の直近1ヶ月の取引終値の単純平均値317円、直近3ヶ月の取引終値の単純平均値320円、直近6ヶ月の取引終値（平成25年7月12日までは大阪証券取引所市場第一部における当社株式の終値、平成25年7月16日以降は東京証券取引所市場第一部における当社株式の終値）の単純平均値321円及び第3四半期決算公表日翌営業日（平成25年10月28日）以降基準日までの取引終値の単純平均値317円を基に、当社株式の1株当たりの株式価値を317円から322円までと算定しております。

DCF法においては、当社は、GCAサヴィアンによる当社株式の価値算定にあたり、当社が平成25年11月18日に取締役会で承認した、当社のスタンドアローン・ベース（セブン&アイ・ホールディングスとのシナジー効果を織り込まず、当社単独で事業を継続した場合）での将来の事業計画として、本事業計画を提出しています。GCAサヴィアンは本事業計画の収益予測に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことにより企業価値や当社株式の株式価値を分析し、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を338円から439円までと算定しております。なお、本事業計画では、平成26年12月期における売上高が2,050億円、営業損失が43億円、経常損失が43億円、平成27年12月期における売上高が2,279億円、営業利益が19億円、経常利益が24億円、平成28年12月期における売上高が2,439億円、営業利益が49億円、経常利益が56億円となっております（いずれも連結ベース）。本事業計画において大幅な増減益（利益の増加又は減少見込みが30%以上である場合をいいます。）を見込む事業年度があるのは、平成26年度においては平成25年度から続いている稼働客の減少及び円安によるコスト増加が引き続き見込まれるためさらに減益が予想される一方、平成27年度以降については平成25年度下期より実施している稼働客増加及び収益性回復に向けた諸施策が、平成27年度においては部分的に、平成28年度においては全面的に寄与することで、増益が見込まれているためです。

（注）算定の前提条件は以下のとおりです。

GCAサヴィアンは、当社株式の株式価値の算定に際し、公開買付者及び当社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性、妥当性及び完全性の検証を行っておりません。また、当社の関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて当社の財務予測に関する情報については、当社の経営陣による現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成された最も合理的で説明可能な財務予測であることを前提としております。

当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、当社取締役会の意思決定過程における公正性を担保するための措置として、当社、UCC、THN、THNケイマン及び公開買付者から独立したリーガル・アドバイザーである北浜法律事務所から、本公開買付けに関する取締役会の意思決定の方法・過程について必要な法的助言を受けております。

当社における利害関係を有しない取締役全員の承認

当社取締役のうち湊谷恵雄氏は、公開買付者と本UCC応募契約を締結しているUCCの取締役を兼務しており、会社法第369条第2項に定める特別の利害関係を有する取締役に該当する可能性を否定できないため、利益相反の疑いを回避する観点から、上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」「本公開買付けの実施が決定されるに至った背景及び理由、本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」「(ウ) 当社の意思決定の過程」に記載の平成25年12月2日開催の当社取締役会における本公開買付けへの賛同決議を含む本取引に関する審議及び決議には参加しておりません。

また、当社の監査役のうち、スコット・トレバー・デイヴィス氏は公開買付者の親会社であるセブン&アイ・ホールディングスの取締役を兼務しているため、同様の観点から、上記取締役会における本公開買付けへの賛同決議を含む本取引に関する審議には参加しておりません。

前述のとおり、上記取締役会においては、湊谷恵雄氏を除く全ての取締役が出席し、出席した取締役の全員の一致により、本資本業務提携契約を締結し、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明すること、並びに、当社株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場を取り、当社の皆様の判断に委ねる旨を決議しております。

また、上記取締役会には、スコット・トレバー・デイヴィス氏を除く当社の全ての監査役(全3名のうち参加者2名)が出席し、その全ての監査役が当該取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べております。

(4) 上場廃止となる見込みがある旨及びその理由

本公開買付けは当社株式の上場廃止を企図するものではなく、公開買付者は買付予定数の上限を30,786,100株(所有割合:50.74%)として本公開買付けを実施しますので、本公開買付け後も当社株式の東京証券取引所第一部における上場は、維持される予定です。

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

本公開買付けは、いわゆる二段階買収を予定しているものではありません。

(6) 公開買付者と当社の株主、取締役等との間における公開買付への応募に係る重要な合意に関する事項

本UCC応募契約の概要

本公開買付けに際し、公開買付者は、当社の筆頭株主であるUCC(保有株式数12,683,500株(以下「UCC応募対象株式」といいます。))、所有割合:20.90%)との間で、平成25年12月2日付で本UCC応募契約を締結しているとのことです。本UCC応募契約の概要は下記のとおりとのことです。

(ア) 前提条件等

本UCC応募契約においては、()公開買付者による本公開買付けが、適用ある法令等に従い適法に開始されており、かつ、撤回されていないこと、()公開買付者がUCCに対して表明及び保証する事項(注1)について重大な誤りが存在しないこと、()公開買付者が本公開買付けに係る買付期間の末日までに履行又は遵守すべき本UCC応募契約上の義務(注2)が重要な点において全て履行又は遵守されていること、()司法・行政機関等に対して、本公開買付けへのUCCの応募を制限もしくは禁止し、又は、当該応募が法令等に違反する旨を指摘する、いかなる申立て、訴訟又は手続(但し、当該申立て、訴訟又は手続における申立人等の主張が合理的な根拠に基づくものでないことが明らかかな場合を除きます。)も係属しておらず、かつ、当該応募を制限もしくは禁止し、又は当該応募が法令等に違反しており、もしくは法令等に違反するおそれがある旨を指摘する、いかなる法令等又は司法・行政機関等の判断等も存在していないことを前提条件として、UCCが、UCC応募対象株式の全部について本公開買付けに応募する旨を合意しているとのことです。なお、上記の前提条件が満たされない場合であっても、UCCがその裁量により本公開買付けに応募することは妨げられないとのことです。

もっとも、本公開買付けの買付期間の末日までの間に、第三者による当社株式を対象とした公開買付け(以下「対抗公開買付け」といいます。)が開始され、当該対抗公開買付けに係る当社株式の買付価格が本公開買付けに係る買付価格を10%以上上回っている場合には、UCCは本公開買付けに応募する義務を免れ、対抗公開買付けに応募することができるものとされているとのことです。

(注1) 公開買付者は、本UCC応募契約において、UCCに対して、本UCC応募契約締結日、本公開買付けの開始日及び本公開買付けの決済開始日において(但し、基準となる日付が明示されている事項については当該日付において)、()公開買付者の適法かつ有効な設立及び存続、並びに現在行っている事業を行うために必要な権利能力及び行為能力の保有、()公開買付者の本UCC応募契約の適法かつ有効な締結及び履行に必要な権限及び権能の保有、並びに公開買付者による本UCC応募契約の締結及び履行に必要な社内手続の履践等、()本UCC応募契約の適法かつ有効な締結、公開買付者に対する強制執行可能性等、()本UCC応募契約の締結及び履行のために公開買付者において必要とされる許認可等の適時の適法かつ有効な取得又は履践、()本UCC応募契約の締結及び履行の法令等、公開買付者の定款その他の社内規則、司法・行政機関等の判断等との抵触の不存在、公開買付者による本UCC応募契約の締結及び履行を妨げることとなる裁判又は行政手続の不存在、並びに、公開買付者による本UCC応募契約の締結及び履行が、公開買付者が当事者となっている契約等について債務不履行事由等を構成しないこと、並びに、()本公開買付けの決済開始日において、公開買付者が本公開買付けにおける買付け等に要する資金の支払いに足る十分な資金を有していること、について表明及び保証しているとのことです。

(注2) 公開買付者は、本UCC応募契約において、本公開買付けに係る買付期間の末日までに履行又は遵守すべき義務として、本公開買付けを実施する義務、公開買付者の表明保証についての誤りが判明した場合の通知義務、秘密保持義務、本公開買付けに関する公表に先立つ協議・同意取得義務、本UCC応募契約上の地位又は権利義務の譲渡禁止義務のほか、当社株式の取得に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。)に基づき必要とされる手続を法令等に定められた期限までに行う義務を負っているとのことです。

(イ) 議決権等の行使

本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けの決済開始日の前日以前の日を権利行使の基準日とする当社の株主総会(平成26年3月に開催予定の平成25年12月20日を権利行使の基準日とする当社の定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。))を含みます。)において、本公開買付けにおいて公開買付者がUCCから買い付けた当社株式について、UCCは、法令等に基づき可能な範囲で、公開買付者の選択に従い、()公開買付者もしくは公開買付者の指定する者に対して包括的な代理権を授与するか、又は()公開買付者の指示に従って議決権その他一切の権利を行使するものとすることを合意しているとのことです。

また、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けの決済開始日の前日以前の日を権利行使の基準日とする当社の株主総会(本定時株主総会を含みます。)が開催され、当該株主総会において剰余金の配当議案が提案された場合において、UCCは、別途公開買付者の指示がない限り、当該議案に対して一切の動議を提出せず、本公開買付けに係る買付けの対象となったか否かにかかわらず、UCC応募対象株式に関して、当該議案及び当該議案に対する全ての動議に反対する(但し、当社が提案する剰余金の配当議案の原案に賛成することは許容されます。)ことを合意しているとのことです。

但し、当該合意に起因して、公開買付者が本公開買付けを公開買付者の企図した条件で実施することができないこととなる場合であって、公開買付者がUCCに対して本公開買付けに係る買付期間の末日の15営業日前までに書面による通知を行ったときには、当該合意は効力を失うことも合意しているとのことです。

(ウ) 交渉等の禁止

UCCは、本UCC応募契約締結日から本公開買付けの決済開始日までの間、UCC応募対象株式の譲渡、担保設定その他の処分、又は本公開買付けと抵触しもしくは本公開買付けの実行を困難にする取引に関する合意もしくはかかる合意に向けた申込み、申込みの誘引、勧誘、協議、交渉もしくは情報提供を行わないことを合意しているとのことです。もっとも、本公開買付けの買付期間の末日までの間に対抗公開買付けが開始され、当該対抗公開買付けに係る当社株式の買付価格が本公開買付けに係る買付価格を10%以上上回っている場合には、UCCは当該義務を免れるものとされているとのことです。

本T H N 応募契約の概要

本公開買付けに際し、公開買付者は、当社の第二位株主であるT H N（保有株式数：3,516,000株（以下「T H N 応募対象株式」といいます。）、所有割合：5.79%）との間で、平成25年12月2日付で本T H N 応募契約を締結しているとのことです。本T H N 応募契約の概要は下記のとおりとのことです。

（ア）前提条件等

本T H N 応募契約においては、上記「本U C C 応募契約の概要」の「（ア）前提条件等」に記載の内容と同様の内容を合意しているとのことです。

（イ）議決権等の行使

本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けの決済開始日の前日以前の日を権利行使の基準日とする当社の株主総会（本定時株主総会を含みます。）において、T H N は、本公開買付けにおいて当社がT H N から買い付けた当社株式について、法令等に基づき可能な範囲で、当社の選択に従い、（ ）当社もしくは当社の指定する者に対して包括的な代理権を授与するか、又は（ ）当社の指示に従って議決権その他一切の権利を行使するものとするを合意しております。

また、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けの決済開始日の前日以前の日を権利行使の基準日とする当社の株主総会（本定時株主総会を含みます。）が開催され、当該株主総会において剰余金の配当議案が提案された場合において、T H N は、別途当社の指示がない限り、当該議案に対して一切の動議を提出せず、本公開買付けに係る買付けの対象となったか否かにかかわらず、T H N 応募対象株式に関して、当該議案及び当該議案に対する全ての動議に反対する（但し、当社が提案する剰余金の配当議案の原案に賛成することは許容されます。）ことを合意しております。

（ウ）取締役等の指名

本公開買付けが成立した場合には、T H N は、以後当社の取締役及び戦略支援アドバイザーを指名しないものとし、T H N ケイマンをして、当社の取締役及び戦略支援アドバイザーを指名させないものとするを合意しているとのことです。

（エ）交渉等の禁止

本T H N 応募契約においては、上記「本U C C 応募契約の概要」の「（ウ）交渉等の禁止」に記載の内容と同様の内容を合意しているとのことです。

本T H N ケイマン応募契約の概要

本公開買付けに際し、公開買付者は、当社の第三位株主であるT H N ケイマン（保有株式数：2,244,900株（以下「T H N ケイマン応募対象株式」といいます。）、所有割合：3.70%）との間で、平成25年12月2日付けで本T H N ケイマン応募契約を締結しているとのことです。本T H N ケイマン応募契約の概要は下記のとおりとのことです。

（ア）前提条件等

本T H N ケイマン応募契約においては、上記「本U C C 応募契約の概要」の「（ア）前提条件等」に記載の内容と同様の内容を合意しているとのことです。

(イ) 議決権等の行使

本THNケイマン応募契約においては、上記「本THN応募契約の概要」の「(イ) 議決権等の行使」に記載の内容と同様の内容を合意しているとのことです。

(ウ) 取締役等の指名

本公開買付けが成立した場合には、THNケイマンは、以後当社の取締役及び戦略支援アドバイザーを指名しないものとし、THNをして、当社の取締役及び戦略支援アドバイザーを指名させないものとするを合意しているとのことです。

(エ) 交渉等の禁止

本THNケイマン応募契約においては、上記「本UCC応募契約の概要」の「(ウ) 交渉等の禁止」に記載の内容と同様の内容を合意しているとのことです。

本資本業務提携契約の概要

本公開買付けに際し、当社は、平成25年12月2日に、公開買付者らとの間で、本資本業務提携契約を締結しております。本資本業務提携契約の概要は下記のとおりです。

(ア) 目的

当社と公開買付者らとの間の業務提携（以下「本業務提携」といいます。）を通じてセブン&アイ・ホールディングスグループと当社グループが互いに協力して継続的に発展していくこと、及び公開買付者が当社の総議決権の過半数を取得して当社を公開買付者の子会社及びセブン&アイ・ホールディングスの連結子会社とすることを目的として、本取引を実施する。

(イ) 業務提携及び経営体制

(a) 公開買付者らと当社は、下記の内容の業務提携をおこなうものとし、その詳細は別途協議の上決定する。

(i) 顧客開拓における相互協力

() マーケティング、販促における相互協力

() 取扱商品拡充に向けた相互協力

() 商品開発、SPA（製造小売）に関する相互協力

() 物流、システム、決済等のインフラ利用に関する相互協力

(b) 公開買付者らは、本取引の完了を条件として、当社の常勤取締役1名及び非常勤取締役2名を指名する権利並びに当社の取締役の中から代表取締役1名を指名する権利を有し、当社は、公開買付者らが当該権利に従って指名した者を候補者とする取締役選任議案を当社の株主総会において上程するために必要な措置及び公開買付者らが指名した候補者が代表取締役として選定されるために必要な措置をとる。また、公開買付者らが当社並びにその重要な子会社及び関連会社の取締役及び監査役について協議が必要であると認める場合には、当社は、当社の指名・報酬委員会における決定に先立ち、公開買付者らと協議を行う。

(ウ)本公開買付けに関する事項

- (a)当社は、公開買付者による本公開買付けに係る買付期間の満了までの間、当社の取締役及び監査役全員（但し、湊谷恵雄取締役及びスコット・トレバー・デイヴィス監査役を除く。）の出席のもと出席取締役の全会一致により行われた本公開買付けに賛同する旨の取締役会決議（以下「本賛同決議」といいます。）を維持し、これを撤回又は変更する取締役会決議を行わない。
- (b)当社は、本資本業務提携契約の締結日から本公開買付けに係る買付期間が満了するまでの間に、対抗公開買付けが開始された場合、対抗公開買付けに対して反対の意見を表明するものとする。
- (c)当社は、本公開買付けの決済開始日の前日以前の日を権利行使の基準日とする株主総会（本定時株主総会を含みます。）に剰余金の配当議案が提案された場合、当該議案に関して、公開買付者ら又は公開買付者らが指名する者が当社の株主から議決権の行使の委任を受けるにあたり、必要な協力を行うものとする。
- (d)当社は、会社法第124条第4項に基づき、公開買付者が、本第三者割当増資の払込日（以下「本払込日」といいます。）の前日以前の日を権利行使の基準日とする株主総会（本定時株主総会を含みます。）において、本第三者割当増資によって公開買付者が取得した当社株式に係る議決権を行使できるようにする。
- (e)当社は、本資本業務提携契約の締結日から本公開買付けの決済開始日までの間、本公開買付け、本第三者割当増資及び本業務提携と抵触もしくはこれらの取引の実行を困難にする取引に関する合意もしくはかかる合意に向けた申込み、申込みの誘引、勧誘、協議、交渉もしくは情報提供を行ってはならない。
- (f)当社は、本資本業務提携契約の締結日から本公開買付けに係る買付期間が満了するまでの間に、第三者から当社に対して、当社株式を対象とする対抗公開買付け、買集め行為その他の買付けに関する提案があった場合には、当該提案の内容をできる限り詳細に公開買付者らに報告し、当社と公開買付者らは、当該提案への対処策及び本資本業務提携契約に定める本公開買付けに係る条件の見直し等につき速やか、かつ誠実に協議するものとする。
- (g)（ ）当社が本公開買付けに対する賛同意見表明を維持・継続すること又は（ ）対抗公開買付けへ反対意見表明を行うことが、当社の取締役の善管注意義務又は忠実義務に違反するおそれが相当程度あると当社が合理的に判断する場合には、当社は上記(a)、(b)及び(e)の義務を免れる。
- (h)公開買付者らは、当社が、（ ）本賛同決議を行っていない場合もしくは本賛同決議を撤回もしくは変更した場合又は（ ）対抗公開買付けに反対する旨の意見を表明しなかった場合（当該意見を撤回した場合を含む。）、当社に対して、金5億円を支払うことを請求することができる。

(エ) 本第三者割当増資の実施

(a) 当社は、第三者割当ての方法により、以下の内容で公開買付者に当社株式を割り当て、公開買付者はこれを引き受ける。但し、() 当社が本公開買付けに対する賛同意見表明を維持・継続すること又は() 対抗公開買付けへ反対意見表明を行うことが、当社の取締役の善管注意義務又は忠実義務に違反するおそれが相当程度あると当社が合理的に判断する場合には、公開買付者と当社は、本第三者割当増資に係る取締役会決議を維持し、本第三者割当増資を実行するかどうかについて事前に誠実に協議を行うものとする。

募集株式の種類 : 普通株式

募集株式の数 : 24,732,700株

払込金額 : 1株につき金410円

払込金額の総額 : 金約10,140百万円

払込期間 : 平成26年1月29日から同年3月31日まで

その他 : 本第三者割当増資は、新株の発行により行うものとし、自己株式の処分によらないものとする。

(b) 公開買付者は、公開買付者が引き受けた当社株式のうち、公開買付者が本公開買付けにより取得する当社株式と合計して、本第三者割当増資に係る払込み後の公開買付者の当社に対する完全希薄化ベースの議決権割合を50.10%とするために必要と想定される数の株式(但し、100株未満を切り上げた数)について払込みを行うものとする。但し、本払込日において、() 本第三者割当増資に関して当社が提出した有価証券届出書の効力が有効に発生していること、() 本公開買付けに係る決済が開始されていること、() 当社の表明及び保証について重大な誤りが存在しないこと、() 本資本業務提携契約に基づき、本払込日までに当社が履行し又は遵守すべき義務が、重要な点において全て履行され、又は遵守されていること等の、本資本業務提携契約に定められた条件が全て満たされていることを前提条件とする。なお、当該前提条件が満たされない場合であっても、公開買付者がその裁量により本第三者割当増資に係る払込みを行うことは妨げられない。

(オ) 終了事由

本資本業務提携契約は、() 平成26年2月末日までに本公開買付けが開始されなかった場合、及び(ii) 本公開買付けが開始されたにもかかわらず、本公開買付けが撤回され、又は不成立となった場合には終了する。但し、その場合でも、上記「(ウ) 本公開買付けに関する事項」の(h)に記載の義務は存続する。

UCCと当社との間の合意等

UCCは、当社に対し、平成24年3月30日に払込みがなされた第三者割当てによる自己株式処分及び新株式発行により当社の株式を取得した日から2年間、当社の事前の承諾なく、当該株式を売却しないこと等に合意しておりましたが、当社とUCCの協議の結果、当該合意を含む契約を合意解約する旨の合意書を平成25年12月2日付けで締結しました。

アドバンテッジパートナーズ有限責任事業組合、THN及びTHNケイマンが当社と締結している資本提携に関する契約における、当社株式に関する合意事項の概要

当社は、アドバンテッジパートナーズ有限責任事業組合、THN及びTHNケイマンとの間で、平成19年1月30日付けで資本提携に関する契約を締結し、()THN又はTHNケイマンが当社株式を第三者に対して譲渡する場合には3ヶ月前までに当社に対して書面にて通知し、協議を行うこと、()当社が通知後3ヶ月以内に代替案を書面にて提示し、THN及びTHNケイマンにおいて、当該代替案が通知した提案と同等以上の利益をTHN及びTHNケイマンに対してもたらずと判断した場合には、THN及びTHNケイマンは当該代替案に従うこと等を合意しております。

なお、当社は、当該合意に基づく協議の結果、THNが本THN応募契約を締結すること及びTHNケイマンが本THNケイマン応募契約を締結すること、並びにTHN及びTHNケイマンが当社株式を本公開買付けに応募することについて、同意しております。

(7) その他

当社は、第44期連結会計年度(自平成24年12月21日 至 平成25年12月20日)に係る決算短信を平成26年2月3日に公表し、有価証券報告書を平成26年3月19日に関東財務局長に提出する予定です。

4 【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	議決権の数(個)
片山 利雄	代表取締役	会長	134,000	1,340
佐村 信哉	代表取締役	社長	99,000	990
市場 信行	取締役	常務執行役員 管理統括	52,000	520
筑紫 敏矢	取締役	常務執行役員 C F O 兼財務本部長	22,000	220
脇田 珠樹	取締役	執行役員 コーポレートマーケ ティング統括	37,000	370
駒田 敏雄	取締役 非常勤			
佐々木 かをり	取締役 非常勤			
湊谷 恵雄	取締役 非常勤			
山口 利昭	取締役 非常勤			
森 八十二	監査役 常勤		40,000	400
スコット・トレバー・ デイヴィス	監査役 非常勤			
山田 修	監査役 非常勤			
計			384,000	3,840

(注1) 役名、職名、所有株式数及び議決権の数は、本書提出日現在のものです。なお、所有株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

(注2) 取締役 駒田敏雄、佐々木かをり、湊谷恵雄及び山口利昭は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、監査役 スコット・トレバー・デイヴィス及び山田修は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

(注3) 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役2名を選任しております。補欠監査役の所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数は次のとおりであります。

氏名	所有株式数(株)	議決権の数(個)
玉田 英一		
瀧田 正勝		

- 5 【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】
該当事項はありません。

- 6 【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】
該当事項はありません。

- 7 【公開買付者に対する質問】
該当事項はありません。

- 8 【公開買付期間の延長請求】
該当事項はありません。